

平成 28 年度アジア水環境改善モデル事業

公 募 要 領

平成 28 年 3 月

環 境 省

平成 28 年度アジア水環境改善モデル事業

公 募 要 領

1. はじめに

アジアの水ビジネス市場が将来的に大きな成長が見込まれている中、我が国政府としても水処理関連技術の海外展開を強く推し進めているところである。

環境省では、我が国企業の保有する高い環境技術を活かした海外水ビジネス市場への参入を支援することを主な目的として、平成 23 年度より「アジア水環境改善モデル事業」を実施している。本モデル事業を通じ、民間企業によるアジア地域等への水環境改善ビジネス展開が活性化されるとともに、人口増加や急激な経済成長等による水質汚濁などが特に深刻化しているアジア地域等の水環境の改善を促進することが重要である。

上記により、昨年度に引き続き、平成 28 年度アジア水環境改善モデル事業（以下「モデル事業」という。）として実施する事業を選定するため、公募を行うものである。

2. モデル事業の目的・概要

急激な成長を続けるアジアの多くの地域では、人口増加に伴う都市化や工業化に伴う水質汚濁等の環境問題が深刻化している。具体的には、都市化の進展や生活様式の変化により生活用水の使用・排出が増加する一方、生活排水対策施設等の対応は遅れている。また、農村地域においては農業、畜産業の近代化や生産量の増加に伴い、水系に流出する肥料、畜産排水由来の栄養塩が増加し、これらの影響により水域の富栄養化が進行している。更に、産業化の進展に伴う工業排水の増加による水質汚濁も顕在化・深刻化しつつある。また国際社会全体で気候変動対策への取り組みを進めていくため、アジア各国においてもコベネフィット・アプローチを促進していくことが求められている。

これまでも ODA 関連事業を中心に様々な形でこうした課題に対する支援は行われてきているが、これらに加え、今後は我が国民間企業が有するかつての激甚な水質汚濁問題を克服する過程で培われた技術やノウハウを、現在アジア・太平洋諸国が直面している課題解決に活用し、日本を含むアジア・太平洋地域全体の持続可能な経済成長のエンジンとすることが重要である。

環境省では、本モデル事業の実施を通じ、我が国民間企業による、アジア・太平洋諸国の水質汚濁が深刻化している地域の水環境改善を目的とした各種事業（中小規模生活排水処理や産業排水処理、水域の直接浄化、モニタリング、水処理過程で発生した汚泥等の資源化技術など）の展開が促進されることにより、アジア・太平洋諸国の水環境改善、温室効果ガス削減を目指す。

本モデル事業では、アジア・太平洋諸国の水環境を改善する事業計画を広く公募し、応募のあった事業計画について有識者により構成される「アジア水環境ビジネス展開促進方策検討会」（以下「検討会」という。）にて厳正な審査を行い、その審査により高い評価を得た事業計画を応募した民間企業等（以下「事業者」という。）を環境省が採択する。

事業者は、提案した地域において、実施可能性調査（以下「FS調査」という。）を通じた事業計画書の作成、事業計画に基づく実証試験及び事業効果・ビジネスモデルとしての適用性の検証を行う。

モデル事業の実施を通じ、海外展開可能性国の情報収集・分析、ビジネス化に向けた課題抽出、実現可能性を向上させるための現地の行政施策の検討、実証調査を通じた現地関係機関に対する事業実績の構築及びこれら一連の経験を通じたノウハウ等の国内への還元等を行うことにより、今後、水環境改善技術を活用したアジア・太平洋諸国における効果的な水質保全対策及び温室効果ガス削減並びにビジネスモデルの確立及びその普及に役立てたいと考える。

3. モデル事業の内容

事業者は、提案した地域において、水環境改善を目的とした各種事業（中小規模生活排水処理や産業排水処理、水域の直接浄化、モニタリング、水処理過程で発生した汚泥等の資源化技術など）に関するFS調査を通じた事業計画書の作成、事業計画書に基づく実証試験の実施及び事業効果の検証の一連の取り組みを実施するとともに、その成果を報告書として作成し提出する。詳細については以下（１）～（４）に詳述する。

なお、事業の内容については、選定後に環境省と事業者が協議を行い、必要に応じて変更を行うことを可能とする。

（１）FS調査の実施（事業計画書の作成）（平成28年度）

海外展開を行う計画の事業について、次の項目からなるFS調査を実施する。

1) 対象地域の現状調査

事業の実現可能性を評価するために必要と考えられる現地の状況調査として、現地の水質調査、周辺地域の排水処理の現状、水質汚濁防止や水利用に関する制度・政策やその執行体制、社会・経済状況、類似事業の実施状況（コスト等）を調査し、整理する。

2) 関係政府・企業等との連携構築

事業を展開する上で必要となる現地政府（現地の中央政府や地方政府等）や現地企業等との連携関係を構築するとともに、その状況を踏まえて我が国国内の地方自治体や関係企業との連携体制を必要に応じ構築する。

3) 事業計画書の作成

1)2)を踏まえ、水環境を改善するために実施する事業内容及び利用技術等を明確化し、事業規模、事業運営計画、事業実施体制、事業化スケジュール案等を含めた事業計画書を作成する。なお事業計画の立案にあたっては下記の諸点に留意するものとする。

- ・ 当該案件の技術面、制度面及びビジネスモデルとしての課題
- ・ 事業効果（水環境改善への寄与度、温室効果ガス削減効果等）
- ・ ビジネスモデルとしての将来的な展望

（２）水環境改善効果実証試験の実施（平成29年度予定）

（１）で作成した事業計画書に基づき、国内外の関係機関と調整の上、当該事業の事業効果（もしくはその一部）を実証するための試験（実証施設の設計、施工、維持管理）を行う。

実証試験は、平成28年度からの着手および、平成30年に継続することも可能。

（３）事業効果及びビジネスモデルとしての適用性の検証（平成30年度予定）

（２）の実施を通じて事業の効果（水環境の改善への寄与度）を評価・検証するとともに、事業計画案の見直しを実施し、実現可能性を再評価するとともに、今後自立的なビジネスモ

デルとして確立するために克服すべき技術上及び制度上の課題事項、事業の実現可能性が向上すると考えられる現地の行政施策等を取りまとめる。

(4) 検討会への報告(年2回を予定)

上記(1)から(3)の進捗や結果について、年2回検討会において、中間報告(10~11月頃)と結果報告(2月下旬~3月上旬)を環境省指定の書式により事業者が報告する。

なお、結果報告において、検討会で、十分な成果が得られていないと判断され、将来的な海外展開が困難と評価された案件については、翌年度以降の支援は行わない。

(5) 報告書の作成(毎年)

上記(1)から(3)の内容を整理した報告書を作成し、毎年度末に提出する。

4. 対象事業の要件

対象とする事業は、次の(1)(2)の全てに合致する具体的な海外展開計画のある事業とする。

(1) 海外展開事業の内容

モデル事業の実施を通じて、事業者が有する水環境改善技術の活用により対象地域の水環境改善への貢献が見込まれること。

モデル事業の実施により構築したビジネスモデルにより、FS調査着手より5年を目途に海外地域において自立的な水平展開が期待出来る事業内容であること。

なお、提案する水環境改善技術は、特許または環境技術実証事業(ETV)、新技術情報提供システム(New Technology Information System: NETIS)登録、学術論文発表などにより第三者により評価された技術であることが望ましい。

(参考)

現在想定している事業事例は、中小規模生活排水処理事業、産業排水処理事業(畜産業、農業、工業等)、水域の直接浄化事業、水質等モニタリング事業、水処理過程で発生した汚泥等の資源化技術であるが、対象水域において水質改善効果が期待でき、かつ効果の検証が可能であれば、前述の ~ 以外の手法も対象とする。

(2) モデル事業対象国

アジア又は大洋州

ただし、提案する水環境改善事業の内容が、モデル事業の目的に沿うものであり、上記(1)に合致している場合は、アジア又は大洋州以外の地域も審査の対象とする。

5. 応募者の要件

応募者は以下の要件を満たす民間企業等とする。

(1) 以下のA又はBであること。

A 我が国に本社又は主たる事務所をおいている法人であって、海外に本社又は主たる事務所をおいている法人の子会社ではない法人

- B Aを代表者とする、地方自治体、その他共同事業者からなるコンソーシアム
- (2) モデル事業の実施に必要なとなる実用化された技術及び調査・事業の実施に必要な技術者を有すること。
- (3) (1) Aの法人が、以下の資格等を有すること。
- 1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - 2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - 3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

6. 事業期間

事業期間については、平成 28 年度から 3 ヶ年を想定している（下記スケジュールを参照）が、ビジネス案件形成のためにより迅速に事業を進めたい場合には、下記スケジュールを前倒しして実施することを妨げない。また実証試験を平成 30 年度にも継続して実施することも可能とする。ただし、各年度において、十分な成果が得られていないと判断され、将来的な海外展開が困難と検討会で評価された案件については、翌年度以降の支援は行わない。

また、平成 29 年度以降については、平成 29 年度以降の予算の成立を前提とするが、平成 29 年度以降の予算については未定であり、平成 29 年度以降の実施を保証するものではない。

事業スケジュール(案)

平成 28 年度：F S 調査の実施（事業計画書の作成）

平成 29 年度：水環境改善効果実証試験の実施

平成 30 年度：事業効果及びビジネスモデルとしての適用性の検証

なお、天災地変、不可抗力、関係機関や地元との協議等の関係で、事業期間を延長する必要性が生じた場合には、環境省と事業者が協議する。

7. 契約金額及び採択件数

(1) 契約形態、金額

事業の実施にあたっては、環境省と事業代表者が請負契約を締結するものとする。

平成 28 年度は、水環境改善事業 1 件につき 10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）以下の範囲内、コベネフィット型水環境改善事業 1 件につき 14,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）以下の範囲内を予定している。

ただし、契約金額は、環境省において、採択決定後に事業計画を精査の上決定するため、事業者の申請金額と必ずしも一致するものではない。

また、事業の実現性・実効性を高める観点から、事業者の自主財源により、契約金額の他に事業費を上乗せすることを妨げない。

なお、契約締結日までに平成 28 年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合

がある。

平成 29 年度以降の請負契約の締結については、平成 29 年度以降の予算の成立を前提とするが、平成 29 年度以降の予算については未定であり、平成 29 年度以降の実施を保証するものではない。

(2) 採択件数

採択件数は、2 ～ 3 件程度を予定しており、内訳は以下のとおりとする。

1) 水環境改善事業： 2 件程度

中小規模生活排水処理や産業排水処理、水域の直接浄化、モニタリングなどに関する技術を対象とする

2) コベネフィット型水環境改善事業： 1 件程度

水処理過程で発生した汚泥やバイオガス等の資源化技術、省エネ型水処理技術など、水環境分野におけるコベネフィット技術を対象とする

(3) 対象経費

項目	内容
人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る
旅費	現地調査等や現地機関との調整のために関係者が現地に出張する際に必要となる外国旅費、国内の関係者が事業調整を行う際の国内旅費に限る。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとする。
物品費	本事業の実施に直接必要な消耗品の購入に直接要する経費。備品となるものはリースにより対応すること。
印刷製本費	本事業の成果報告書、現地での説明に必要となる資料等の印刷、製本に要する経費
通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費
借料及び損料	現地調整や国内での事業調整のための会合等を行う際の会場費、設備使用料、器具機材借料及び損料、物品等使用料等
会議費	会議等に伴う飲食料等の経費
通訳・翻訳費	現地調整等の際の通訳料、現地文献や報告書等の翻訳料
水質調査・分析費	現地の水質等を調査するための外部分析機関等への委託料
実証試験設備整備費	実証試験を実施するための設備の整備に直接要する経費のうちリースにより対応可能なもの
実証試験材料費	実証試験を実施するために必要な材料の購入に要する費用
外注費	本業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの
その他一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の 15%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用

設備の購入費、改良費等の試算を形成する経費及び本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません。

8. 事業実施の留意事項

- (1) 採択された場合には、事業内容の詳細について打合せた上で、環境省と請負契約を締結することとなる。その際、契約関係書類が別途必要となるため、担当者の指示に従って必要書類を準備すること。
- (2) モデル事業の期間中、検討会にモデル事業の実施状況や効果検証調査の報告を行うこととする。また、検討会からの助言・指導に応じ、環境省と協議の上、事業内容の変更を行うことがある。
- (3) 実証試験に伴う用地の確保、関係機関との調整(事業実施に伴う必要手続きを含む)及び地元との調整については、事業者で行うものとする。また実証試験完了後、試験施設は事業者の責任において、撤去のうえ用地は現況復旧するものとする。ただし、モデル事業完了後も実証試験を継続する場合や、実証試験に協力した公的機関等より試験施設の存置等の要望を受けた場合については、環境省と協議の上モデル事業完了後の試験施設の維持管理及び施設撤去は、事業者の責任で行うものとする。
- (4) モデル事業の選定や進捗状況管理、成果の評価等を実施する検討会の運営を、別途発注する「平成 28 年度水環境改善ビジネスのアジアへの展開促進のための調査業務」(以下「展開促進業務」という。)で実施予定である。事業者は、環境省または展開促進業務の請負業者からの依頼に基づき、FS 調査及び実証試験の進捗状況や成果についての報告(月次報告)資料の作成、会議(3 回程度)等へ出席するものとする。
- (5) 本事業の終了後、事業者は、当該事業の海外展開に努めるものとする。また事業終了後、環境省が、事業成果のフォローアップ・成果普及のための会議等を開催する場合には、これに協力すること。
- (6) 採択後、環境省が別途契約する事業(以下「関連事業」という。)と連携を図ることが可能と見込まれる事業については、関連事業の関係者と適切に情報共有を図り、協力して効率的な履行を図ること。
また、環境省が、必要に応じて関連事業への協力・連携を依頼する場合は、可能な範囲で協力すること。

<実施中の事業の一例>

- ・ベトナムにおける畜産排水処理の適正化に関する検討
(水環境課、平成 28 年度アジア水環境パートナーシップ事業での実施案件)
- ・中国における畜産排水処理事業に係る調査検討
(水環境課、平成 28 年度中国における畜産排水処理事業協力業務)

9. 審査方法

(1) 審査の方法

環境省において書類審査を行ったのち、以下(2)の審査基準に基づき、検討会で審査の上、高い評価を得た事業計画を応募した事業者を環境省が採択する。

なお、必要に応じて検討会等におけるヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を求める場合がある。

(2) 審査基準

審査基準は、以下のとおりとし、合計点は、100点とする。

	審査内容	配点
1	現地状況・課題及びニーズの把握度合	15
2	FS 調査実施体制・相手国関係機関との調整状況	15
3	FS 調査の実施内容・工程	10
4	該当技術の水環境改善効果 ・導入を予定する技術の概要及び特長（温室効果ガス削減等、水環境改善以外の効果・特長も含む） ・類似案件への適用事例（国内外での実績や認証） ・事業実施により当該国、当該サイトで期待される水環境改善効果	15
5	当該国での普及可能性と実証の意義 ・実証試験実施内容、実証必要性 ・国内外の競合技術 ・当該国への適用性（維持管理容易性、省コスト、普及可能性等）	15
6	受注可能性 ・事業採算（価格、現地相場、競争有無）、財源（補助金や助成金等を想定している場合） ・ビジネス発展性・将来展望、長期事業計画（5年～10年）及びロードマップ ・営業状況、成約見込み	10
7	事業の遂行性及び持続性 継続的にビジネス展開を行うための組織体制、EPC 遂行体制 （現地企業の実務能力や現地での維持管理体制も含む）	10
8	その他特に評価すべき点（当該技術の長期的な可能性や環境省施策への貢献など）	10

(3) 審査結果

審査結果については、環境省ホームページにおいて、採択された事業名、事業者名及び事業概要を公表する。また、併せて記者発表を行う場合がある。なお、採否の理由等についての問い合わせには応じられない。

10. スケジュール

平成 28 年 3 月 24 日（木）	公募開始
4 月下旬（予定）	公募説明会・セミナー（4 月上旬に HP 掲載）
5 月 16 日（月）	申請書類締め切り 書類審査によりヒアリング審査の対象となった応募者の代表者には、ヒアリング実施時刻を別途連絡する）
5 月 23 日（月）	ヒアリング審査・支援案件の選定
6 月中旬（予定）	請負契約締結 詳細は、請負契約書による

1 1. 応募方法

(1) 提出書類

活用事業の実施を希望する応募主体は、様式 1 及び様式 2 の平成 28 年度アジア水環境改善モデル事業応募申請書により作成するものとする。

(2) 提出期限

平成 28 年 5 月 16 日(月) 12 時必着

(3) 提出方法

申請書の提出については、別添様式 1 及び様式 2 を E-mail にて送付するものとする。
E-mail の件名は「【提出】アジア水環境改善モデル事業(社名)」とし、提出後に電話で環境省に連絡し、受領確認を行うものとする。

(4) 提出先

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省 水・大気環境局 水環境課 国際担当

TEL : 03-5521-8312 FAX : 03-3593-1438

E-mail: MIZU11@env.go.jp

(5) 公募説明会

平成 28 年 4 月下旬に公募説明会の開催を予定している。公募説明会の詳細は、4 月上旬に環境省ホームページに掲載する。

なお、説明会への参加は、公募への必須要件ではない。

1) 日時 : 平成 28 年 4 月下旬(予定)

2) 場所 : 都内

(6) 公募に関する問い合わせ

公募に関する問い合わせについては、5 月 9 日(月)までに書面(様式自由)で、E-mail にて、環境省(提出先と同様)に送付するとともに、電話連絡を行うこと。また、問い合わせの回答については、問い合わせ者に対して、環境省から直接回答するものとする。

(様式1)

平成28年度アジア水環境改善モデル事業応募申請書

1. 申請の概要

事業名	(事業実施国又は地域、事業概要が分かる名称とすること。)		
実施地域名	プロジェクト実施国・地域について可能な範囲で詳細に記載		
事業種別	申請事業について以下より該当する方を で囲むこと。 水環境改善事業 コベネフィット型水環境改善事業		
代表事業者	名称： 住所： 代表者名：		
主たる担当者	氏名： 担当部署： Tel/Fax： E-mail：		
事業の概要	(モデル事業について、概要を記述すること。)		
事業実施体制	プロジェクトの具体的な実施体制(関連する国内外の事業者等)と役割分担を掲載		
事業費	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申請金額			
自己資金投入予定額			

A-4(タテ)1枚以内で記載すること。

2. 申請法人の概要（コンソーシアムの場合は構成する法人毎に記載すること）

法人名		設立年月	年	月
従業員	人	(平成28年4月1日現在)		
資本金	円	(平成28年4月1日現在)		
直近3期間の 財務データ		平成 年 月期	平成 年 月期	平成 年 月期
	売上高	千円	千円	千円
	税引き後利益	千円	千円	千円
	純資産	千円	千円	千円

主な事業対象	
事業内容	
海外での 事業の状況	海外拠点、海外での事業内容、海外での売上高等について記載する

A-4（タテ）1枚以内で記載すること。

3. 事業実施体制

本業務に従事する主たる担当者

氏名		生年月日	
所属・役職		経験年数（うち類似業務従事年数）	
		年（ 年）	
専門分野			
所有資格			
経歴（職歴 / 学位）			
所属学会			
主な手持ち業務の状況（平成 28 年 月 日現在 件）			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月 ~ 年 月	
		年 月 ~ 年 月	
		年 月 ~ 年 月	
		年 月 ~ 年 月	

手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のもの及び担当者の経常的業務を対象とし、業務内容の欄は概要を記入

代表事業者、その他法人及び各担当者の役割分担

法人名	部署 / 役職	氏名	担当業務
（代表事業者名）			
	事業実施時の役割分担		
（その他法人）			
	事業実施時の役割分担		
（その他法人）			
	事業実施時の役割分担		

A-4（タテ）2枚以内で記載すること。

4. 申請経費

平成 28 年度分

申請経費区分	金額	積算内訳	
人件費		対象地域の現状調査	
		関係政府・企業等との連携構築	
		事業計画書の作成	
旅費			
物品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
借料及び損料			
会議費			
通訳・翻訳費			
水質調査・分析費			
実証試験設備整備費			
実証試験材料費			
業務費計 (A)			
外注費内訳		外注費計 (B)	¥
外注予定先	金額	外注する業務の内容	
一般管理費 (C) (外注費を除いた合計額の 15% 以下の費用)		¥	(一般管理費率 %)

合計 (A+B+C)	
--------------	--

金額	主な用途
自己資金 投入予定額 (D)	

上記と同様の様式で、平成 29 年度及び 30 年度の事業実施に必要な経費を記載の上提出すること

5 . 事業の内容

以下の項目について、(様式2)に記載すること

各項目について、Microsoft PowerPoint ファイル(A-4(ヨコ))にて項目毎に指示する所定の枚数以内で作成すること。

(1) 事業概要(1枚)

実施する国/地域名、実施目的、実施内容、適用する技術等、期待される成果(水質改善やその他効果(CO2削減効果等))、ビジネスモデルの概要

(2) 事業実施地域の状況・課題(2枚)

モデル事業実施予定地域の状況・課題を簡潔に説明すること
例えば、実施地域の位置図、平面図、水質の状況や課題等を文書、図表、写真等で整理

(3) 事業実施体制・関係機関との調整状況(1~2枚)

モデル事業実施にあたって現時点で想定している実施体制(国内及び事業実施対象国内)

(4) FS 調査の実施内容・工程(2枚)

FS 調査の具体的な調査内容・工程が分かるように記述すること。

(5) 導入を予定する技術の概要及び類似案件への適応事例(1枚)

現時点で導入を予定している技術の概要や類似案件への適応事例について記載すること

(6) 水環境改善効果実証試験の実施内容(1枚)

次年度以降実施を見込む実証試験の内容及び期待する成果を記載

(7) 事業を通じて期待される効果(水環境改善及びその他効果)(2枚)

期待される水環境改善効果及びその他の波及効果(温室効果ガス削減等)を可能な限り定量的に記載。

(8) 事業採算性、発展性、将来的なビジネス展望と事業化に向けた障壁/課題(2枚)

初期投資、ランニングコスト等の費用、将来的に期待する収益を可能な限り定量化し、現時点で見込まれる採算性を評価するとともに、同様の事業の発展性(潜在的に獲得を目指す市場等)について記述すること。また併せて事業化に向けた課題(例:行政・制度面、コスト面、技術面、資金面)について、現時点での認識を記載すること

(9) 事業実施当该国/地域における事業実績、支援体制(1枚)

事業実施における事業実績や現地法人/事務所、協力企業等の支援体制について記載